

# 法政大学専門職大学院学則

規定第749号

一部改正	2005年 4月 1日	2006年 4月 1日
	2006年 6月 1日	2007年 4月 1日
	2008年 4月 1日	2009年 4月 1日
	2010年 4月 1日	2010年 9月21日
	2011年 4月 1日	2012年 4月 1日
	2013年 4月 1日	2014年 4月 1日
	2015年 4月 1日	2015年 7月22日
	2016年 4月 1日	2017年 4月 1日
	2018年 4月 1日	2019年 4月 1日

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本学則は、法政大学大学院学則第2条第1項にもとづき、法政大学大学院の専門職大学院（以下「本専門職大学院」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (本専門職大学院の目的)

第2条 本専門職大学院は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

### (教育課程の編成方針)

第2条の2 本専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を、産業界等と連携しつつ、自ら開設し体系的に教育課程を編成するものとする。

2 本専門職大学院は、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。

3 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

### (教育課程連携協議会)

第2条の3 前条の方針に基づき、本専門職大学院は、教育課程連携協議会を設置する。

2 教育課程連携協議会に必要な事項は別に定める。

### (研究科、専攻)

第3条 本専門職大学院として次の研究科、専攻を置く。

(1) 法務研究科 法務専攻

(2) イノベーション・マネジメント研究科 イノベーション・マネジメント専攻

### (専攻の目的)

第3条の2 イノベーション・マネジメント研究科の専攻の目的は次のとおりとする。

(1) イノベーション・マネジメント専攻は、社会や企業の中でイノベーションを起こしていく人材の育成を目的としている。社会の発展のためには、常に新しいことに挑戦する個人や組織の存在が欠かせない。高い倫理観と志を持ち、リスクを計算しながら、大胆な発想と行動力によってイノベーションを実行していく人材、すなわち真の意味での「企業家」の養成をめざす。

(2) 削除

(3) 法務研究科法務専攻の目的は、第25条に定めるところによる。

(修業年限)

第4条 本専門職大学院の標準修業年限は、2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、法務研究科の標準修業年限は3年とする。

3 第1項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育指導上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

4 前項の研究科、専攻又は学生の履修上の区分は、次の各号のとおりとする。

(1) イノベーション・マネジメント研究科イノベーション・マネジメント専攻1年制コース

(2) イノベーション・マネジメント研究科イノベーション・マネジメント専攻1.5年制コース

(学生定員)

第5条 各研究科各専攻の収容定員は次の表のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員	収容定員
法務	法務	30	90
イノベーション・マネジメント	イノベーション・マネジメント	60	120
合計		90	210

(1) 削除

## 第2章 教員組織及び運営組織

(研究科長)

第6条 各研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科に関する校務を掌る。

(副研究科長)

第7条 法務研究科に副研究科長を置く。

2 副研究科長は、研究科長を補佐する。

(専攻主任及び専攻副主任)

第7条の2 イノベーション・マネジメント研究科に専攻主任及び専攻副主任を置く。

2 専攻主任は研究科長が兼務する。

3 専攻副主任は研究科長を補佐する。

(研究科教授会)

第8条 研究科に研究科教授会を置く。

2 研究科教授会は、所属する専任の教員によって構成する。

3 研究科教授会の議長は研究科長とし、研究科長に差し支えあるときは副研究科長、専攻副主任または研究科教授会の指名する教授がこれを代行する。

4 研究科教授会は、当該研究科に関する次の事項を審議する。

(1) 学生の入学（転学を含む。）及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 教員の人事に関する事項

(4) 授業科目の編成及び担当者に関する事項

(5) 試験及び単位修得等に関する事項

(6) 学籍に関する事項

(7) 学生の賞罰に関する事項

(8) その他研究科に関する必要な事項

5 研究科教授会は、前項に規定するもののほか、総長及び研究科長が掌る教育研究に関する事項につ

いて審議し、及び総長の求めに応じ、意見を述べることができる。

6 研究科教授会の組織と運営については、この規定に定めるもののほか、別に定めるところによる。

## 第8条の2 削除

(研究科長会議)

第9条 本専門職大学院に、研究科長会議を置く。

2 総長は、専門職大学院の各研究科の共通事項を審議するため研究科長会議を招集する。

3 研究科長会議に関する事項は、別に定める。

(事務局)

第10条 本専門職大学院の業務は、大学院事務部専門職大学院課が行う。

## 第3章 教育方法等

(授業科目の名称及び単位数)

第11条 授業科目並びに単位数は別表Iのとおりとする。

(修了所要単位数)

第12条 イノベーション・マネジメント研究科の修了所要単位数は経営診断実習科目を除き48単位以上とし、各科目群の修得単位は次の表のとおりとする。

経営管理修士		経営情報修士	
科目群	修得単位	科目群	修得単位
基礎科目	12単位以上	基礎科目	12単位以上
経営管理修士専門科目	共通選択科目を含み、12単位以上	経営情報修士専門科目	共通選択科目を含み、12単位以上
応用科目	12単位以上	応用科目	12単位以上

2 前項の定めにかかわらず、イノベーション・マネジメント研究科1.5年制コースの修了所要単位数は48単位以上とし、各科目群の修得単位は次の表のとおりとする。

経営管理修士	
科目群	修得単位
基礎科目	10単位
専門科目	20単位以上
応用科目	18単位以上

3 法務研究科の修了所要単位数については、第29条に定めるところによる。

(再入学者の修了所要単位)

第12条の2 イノベーション・マネジメント研究科において、経営管理修士(専門職)の学位を取得した者が、経営情報修士(専門職)の学位を取得するために再入学した場合、又は経営情報修士(専門職)の学位を取得した者が、経営管理修士(専門職)の学位を取得するために再入学した場合、再入学者(以下「イノベーション・マネジメント研究科再入学者」という。)の修了所要単位は、過去在籍中に修得していない科目で、次の表に示すものを含み合計28単位以上とする。

経営管理修士	経営情報修士
--------	--------

科目群	修得単位	科目群	修得単位
経営管理修士専門科目	共通選択科目を含み、12単位以上	経営情報修士専門科目	共通選択科目を含み、12単位以上
プロジェクト	10単位	プロジェクト	10単位

(進級)

第13条 イノベーション・マネジメント研究科において定めるところにより、各年次所定の授業科目を履修しない学生又は所定の単位を修得しない学生は進級することができないものとする。

2 法務研究科の進級については、第33条の2に定めるところによる。

(単位の授与)

第14条 授業科目を履修した者に対しては、試験その他の方法によって、合格者に所定の単位を与える。

2 学費を所定の期日までに納付しない者は、試験を受けることはできない。ただし、特別の事由により所定の期日までに納付できない者は、願い出によって、総長が許可することがある。

(成績評価)

第15条 専門職大学院における授業科目の成績評価は、上位よりS、A+、A、A-、B+、B、B-、C+、C、C-、D、Eの記号で表し、S、A+、A、A-、B+、B、B-、C+、C、C-を合格、D、Eを不合格とする。

2 前項の規定にかかわらず、研究科の定めるところにより、成績評価は、P、Fの記号で表し、Pを合格として所定の単位を与え、Fを不合格とすることができる。

3 第1項に定める各評価に等級を表す成績評点としてGrade Point (以下「GP」という。)を付与する。

4 第1項に定める各成績評価に対する、素点換算基準、GP及び合否の関係については次のとおりとする。

成績評価	素点換算基準	GP	合否
S	100点～90点	4.0	合格 (単位修得)
A+	89点～87点	3.3	
A	86点～83点	3.0	
A-	82点～80点	2.7	
B+	79点～77点	2.3	
B	76点～73点	2.0	
B-	72点～70点	1.7	
C+	69点～67点	1.3	
C	66点～63点	1.0	
C-	62点～60点	0.7	不合格
D	59点～0点	0.0	
E	未受験、採点不能	0.0	

5 学業成績を総合的に評価する指標としてGPの平均値Grade Point Average (以下「GPA」という。)を用いることができる。GPAは、各履修科目のGPに、その科目の単位数を乗じて得た積の総和を、履修科目の総単位数で除し、少数点以下第3位を四捨五入して算出するものとする。

6 単位制を取らない科目はGPAに算入しないものとする。

- 7 第2項に定める成績評価P及びFは、GPの付与及びGPAへの算入を行わない。
- 8 他大学院及び入学前の修得単位認定をRR、留学による外国大学の修得単位認定をRSの記号で表し、GPの付与及びGPAへの算入は、これを行わない。
- 9 前項の定めにかかわらず、研究科の定めるところにより、単位互換協定等に基づき在学中に他大学院で修得した単位の成績については、素点換算により第1項から第7項を適用することができる。
- 10 成績評価は、これを学生に通知する。
- 11 学業成績評価は、毎学年末に確定するものとする。ただし、授業期間ごとに評価が定まった科目については、当該授業学期の終了時に確定するものとする。

(履修科目登録の上限)

第16条 イノベーション・マネジメント研究科において、1年間又は1学期に履修することのできる単位数の上限は別に定める。

- 2 法務研究科における履修制限については、第29条の2に定めるところによる。

(他研究科及び専攻の授業科目の履修上限)

第16条の2 イノベーション・マネジメント研究科の学生は、他の研究科に示された授業科目より、関連ある授業科目を10単位を超えない範囲で履修することができる。

- 2 イノベーション・マネジメント研究科1年制及び2年制コースの学生は、1.5年制コースの授業科目を、1.5年制コースの学生は、1年制及び2年制の授業科目を、前項の他の研究科の授業科目を含めて10単位を超えない範囲で履修することができる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第17条 イノベーション・マネジメント研究科は、教育上有益と認めるときは、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を20単位を超えない範囲で、イノベーション・マネジメント研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修する場合について準用する。
- 3 法務研究科については第28条に定めるところによる。

(入学前の既修単位等の認定)

第18条 イノベーション・マネジメント研究科は、学生の教育研究上必要と認めるときは、学生がイノベーション・マネジメント研究科に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)を、イノベーション・マネジメント研究科に入学した後のイノベーション・マネジメント研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、イノベーション・マネジメント研究科において修得した単位以外のものについては、前条の規定によりイノベーション・マネジメント研究科で修得したとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。
- 3 法務研究科については第30条に定めるところによる。

#### 第4章 修了要件及び在学年限

(修了要件)

第19条 イノベーション・マネジメント研究科において専門職学位を得ようとする者の修了要件は、第4条に定める標準修業年限以上在学し、かつ第12条に定める修了所要単位数を修得しなければならない。

- 2 法務研究科の修了要件は第26条に定めるところによる。

(修了の時期)

第19条の2 標準修了年限以上在学し、修了所要単位を満たした者(休学中の者を除く。)の修了時期は、学年の終わりとする。

- 2 前項にかかわらず、標準修業年限を超えて修了所要単位を満たした者(休学中の者を除く。)が所定の手続きを行い、届け出た場合は、研究科教授会の議を経て、総長が学年の途中での修了を許可す

ることができる。

3 前項の修了日は9月15日とする。

(在学期間の短縮)

第20条 前条の規定にかかわらず、第18条第1項の規定によりイノベーション・マネジメント研究科に入学する前に修得した単位(学校教育法第67条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り。)をイノベーション・マネジメント研究科において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得によりイノベーション・マネジメント研究科の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して一年を超えない範囲でイノベーション・マネジメント研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

2 法務研究科については第31条に定めるところによる。

(転入学者の修了要件)

第21条 他の大学院専門職学位課程からの転入学者は、大学院専門職学位課程において在学する年数が、通算で標準修業年限に達するものとし、各研究科の定める単位を修得しなければならない。

2 他の大学院専門職学位課程における修得単位の換算については別に定める。

(在学年限)

第22条 各研究科においては、標準修業年限の2倍の年数を超えて在学することはできない。

## 第5章 学位

(学位の授与)

第23条 本専門職大学院修了の認定は、研究科教授会の議を経て、総長が行い、修了者には総長が専門職学位を授与する。

(学位規則)

第23条の2 この学則に定めるもののほか、学位記授与の時期、その他学位に関し必要な事項は学位規則に定める。

(学位)

第24条 前条の専門職学位は、修了研究科及び専攻により次の各号のとおりとする。

(1) 法務研究科 法務専攻修了者 法務博士(専門職)

(2) イノベーション・マネジメント研究科

イノベーション・マネジメント専攻修了者 経営管理修士(専門職)又は経営情報修士(専門職)

## 第6章 法務研究科

(法務研究科の課程)

第25条 法務研究科法務専攻は平成15年3月31日文科科学省令第16号による法科大学院であり、専ら法曹養成の教育を行うことを目的とする課程である。

2 法務研究科法務専攻は、優れた人間性と高度な専門知識をもち、複雑化する現代社会の法律問題に対して柔軟かつ適切に対応し、具体的な事件を通じて法を創造していくことのできる創造的能力を持った法曹の養成を目的とする。

(修了要件)

第26条 法務研究科において法務博士(専門職)の学位を得ようとする者は、3年以上在学し、102単位以上修得するものとする。

第26条の2 削除

(入学者選抜)

第27条 法務研究科の入学者選抜にあたっては、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めるものとする。

2 法務研究科は、入学者の選抜にあたっては、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第28条 法務研究科は、教育上有益と認められるときは、学生が法務研究科の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を30単位をこえない範囲で法務研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修する場合について準用する。

(修了所要単位数)

第29条 法務研究科の修了所要単位は102単位で、科目群ごとの修得単位は次の表のとおりとする。

科目群	修得単位
法律基本科目群	64単位
実務基礎科目群	12単位
基礎法学・隣接科目群	4単位
展開・先端科目群	16単位
法律基本科目群の選択科目、実務基礎科目群の選択必修科目と選択科目または展開・先端科目群より選択	6単位以上 ただし、法律基本科目の上限は2単位とする。

(履修制限)

第29条の2 1年間の履修上限単位数(再履修科目も含む)は、第1学年及び第2学年で36単位、第3学年で44単位とする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第30条 法務研究科は、学生の教育研究上有益と認めるときは、学生が法務研究科に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、法務研究科に入学した後の法務研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、法務研究科において修得した単位以外のものについては、第28条第1項及び第2項の規定により法務研究科で修得したとみなす単位数と併せて30単位を超えないものとする。

(法務研究科における在学期間の短縮)

第31条 法務研究科は第30条の規定により当法務研究科に入学する前に修得した単位(学校教育法第67条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り。)を当法務研究科において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得において当法務研究科の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、1年を超えない範囲で法務研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

(法学既修者)

第32条 法務研究科は、法務研究科において必要とされる法学の基礎的な知識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関しては、第26条の定めにかかわらず、在学期間については1年を超えない範囲内で在学したものとみなし、単位については30単位を超えない範囲内で修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間を合わせて1年を超えないものとする。

3 第1項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、第28条第1項及び第2項並びに第30条第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

### 第33条 削除

#### (進級)

第33条の2 法務研究科においては、第1学年の者は、第1学年配当の必修科目から24単位以上取得しなければ第2学年へ進級することができない。

2 法務研究科においては、第1学年及び第2学年の者は、教授会で定める所定の基準を満たさなければ次学年へ進級することができない。

3 法務研究科においては、当該学年の在学期間（休学期間を除く）が1年に満たない者は、次学年へ進級することができない。

### 第7章 入学、転学、転研究科・専攻、休学、退学、その他

#### (入学の時期)

第34条 入学の時期は、4月又は9月とする。

#### (入学資格)

第35条 入学できる者は、次の各号の一つに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
  - (2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
  - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
  - (4) 外国の大学等において、修業年限が3年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
  - (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
  - (6) 文部科学大臣の指定した者
  - (7) 大学に3年以上在学した者で、又は外国において学校教育における15年の課程を修了した者で、本専門職大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
  - (8) 本専門職大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者
  - (9) その他本専門職大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 前項第7号の認定並びに第8号の個別の入学資格審査に関しては別に定めるところによる。

#### (入学の志願)

第36条 入学を志望する者は、所定の手続きを行わなければならない。

#### (入学者選抜)

第37条 入学志願者に対しては、別に定めるところによりその志望する研究科の専攻分野に入学するために必要な学力の考査を行う。

#### (入学者の手續)

第38条 総長によって入学を許可された者は、別に定める入学金及び授業料等を添えて、所定の書類を指定された入学手續期間中に提出しなければならない。

#### (転学)

第39条 他の専門職大学院から本専門職大学院へ転学を希望する者については、定員に余裕のある場合に限り、試験等実施の上、研究科教授会の議を経て、総長が入学を許可することができる。また、研究科又は専攻の変更に関する願い出があった場合には、正当な事由があると認められた場合に限り、研究科教授会の議を経て、総長がこれを許可することができる。

2 前項の転学、転研究科・専攻の時期は、学年の始めに限る。

#### (休学)

第40条 病気その他止むを得ない事由により休学しようとする者は、休学願を提出し、研究科教授会の議を経て、総長の許可を受けなければならない。

2 休学の期間は当該年度又は学期限りとする。ただし、延長を必要とする場合は、通算して3年を限度として、これを認めることができる。この場合は、年度毎に理由を付して願い出なければならない。



なお、春学期休学及び秋学期休学は0.5年として計算する。

- 3 休学期間は第22条に定める在学年限に算入しない。
- 4 休学者は、春学期又は秋学期の始めでなければ復学することができない。

(法務研究科における通算休学期間の制限)

第40条の2 前条第2項にかかわらず、法務研究科における休学期間は、通算して2年を超えることができない。

(退学)

- 第41条 病気その他止むを得ない事由により退学しようとする者は、退学願を提出し、研究科教授会の議を経て、総長の許可を受けなければならない。
- 2 退学の日付は、授業料を含む諸費既納者については、研究科教授会の議を経て、総長が退学を認めた日とし、未納者については定められた期間に申し出た場合に限り納入済みの期間の最終日とする。
  - 3 死亡による退学は、死亡日をもって退学日とする。

(除籍)

第42条 次の各号の一つに該当する者は、研究科教授会の議を経て、総長が除籍する。

- (1) 授業料等を所定の期日までに納入しない者
- (2) 第22条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第40条第2項及び第40条の2の休学期間を超えた者

(復学及び復籍)

- 第43条 第41条により退学した者が復学を願い出たときは、研究科教授会の議を経て、総長が許可することができる。
- 2 第42条第1項により除籍された者が復籍を願い出たときは、研究科教授会の議を経て、総長が許可することができる。
  - 3 前2項の復学及び復籍の時期は、春学期又は秋学期の始めとする。

## 第8章 学年及び休日

(学年及び学期)

- 第44条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。
- 2 学年は、春学期と秋学期に分け次の各号のとおりとする。
    - (1) 春学期 4月1日から9月15日まで
    - (2) 秋学期 9月16日から翌年3月31日まで
  - 3 前項に定める各学期をそれぞれ前半及び後半に分けることができるものとする。

(休業日)

- 第45条 休日及び休業は、次の各号のとおりとする。
- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日
  - (2) 法政大学創立記念日(4月10日)
  - (3) 夏季、冬季及び春季休業日については別に定める。
- 2 総長は、必要がある場合には、第1項の休業日を臨時に変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

## 第9章 学費

(学費)

- 第46条 各研究科の検定料、入学金、授業料その他の学費は、別表Ⅱのとおりとする。
- 2 授業料は原則として2期に分けて納入するものとし、その納入期限については、1期分は4月末日、2期分は9月末日とする。また、教育充実費についても、原則として2期に分けて納入するものとする。
  - 3 イノベーション・マネジメント研究科イノベーション・マネジメント専攻において、経営診断実習科目を履修する者は、別表Ⅱに従い、実験実習費を納めるものとする。
  - 4 当該修業年限を超えて在学する者については、その者が入学した年度に定められた額を適用し、そ

の学費は次の各号のとおりとする。

- (1) 課程修了に必要な科目を修得していない者は、授業料及び教育充実費の2分の1とする。ただし、科目1科目以内(2単位科目は0.5科目とする。)未修得の者又はイノベーション・マネジメント研究科イノベーション・マネジメント専攻においてプロジェクト科目のみ未修得の者は4分の1とする。
- 5 留学中においても本専門職大学院の学費は、所定額を納入しなければならない。
- 6 総長により年間休学を許可された者は、別表Ⅱの休学在籍料を納入するものとし、休学該当期間の授業料、実験実習料及び教育充実費の納入を要しない。総長により春学期休学又は秋学期休学を許可された者は、休学在籍料の2分の1を減額する。
- 7 退学者が復学を、除籍された者が復籍を許可されたときは、再入学金として復学・復籍する年度の入学金の2分の1を納入しなければならない。
- 8 専門職大学院課程の修了に必要な単位を修得せず、標準修業年限を超えて在学する者のうち9月に学位記を授与された者の学費は1期分を納入することにより、足りるものとする。
- 9 特別学生の学費については、別に定める。
- 10 一旦納入した学費その他は還付しない。

(再入学者の学費)

第46条の2 イノベーション・マネジメント研究科再入学者の学費は、別表Ⅱのとおりとする。

- 2 再入学者の学費の減免は行わない。

## 第10章 特別学生

(特別学生の入学と種類)

第47条 総長は、定員に余裕のある場合に限り、研究科教授会の議を経て、特別学生の入学を許可する。

- 2 特別学生とは、科目等履修生、委託研修生、研究生、研究員、法務専修生、法科大学院特別聴講生をいう。

(科目等履修生)

第48条 各研究科の授業科目の履修を希望する者がいるときは、別に定めるところにより、総長は、科目等履修生として受け入れることを許可できる。

(委託研修生)

第49条 公共団体、又はその他の機関より、各研究科に特定の授業科目について修学を委託された場合は、選考結果を受け、総長は委託研修生として入学を許可する。

(研究生)

第50条 各研究科において専門職学位を得た者が、更に研究を継続し、本学の施設の利用を希望するときは、別に定めるところにより、総長は研究生として受け入れることを許可できる。

(研究員)

第51条 国内外の大学・研究所その他の機関から特定の主題による研修を委託された場合は、選考結果を受けて、総長は当該研究者を研究員として受け入れることを許可できる。

(法務専修生)

第52条 法務研究科は、本学専門職大学院法務研究科修了者が、さらに法務に関する学修を継続し、本学の施設利用を希望するときは、別に定めるところにより、総長は法務専修生として受け入れることを許可できる。

(法科大学院特別聴講生)

第52条の2 他法科大学院の学生で、協定に基づき本法務研究科の授業科目の履修を希望する者を、別に定めるところにより、総長は、法科大学院特別聴講生として受け入れることを許可できる。

(履修及び研修等の証明書)

第53条 本章により総長が入学を許可した者には、履修及び研修等の証明書を与える。

## 第11章 研究及び厚生施設

(大学図書館及び付属研究所の図書の利用)

第54条 各研究科の学生は、大学図書館及び付属研究所の図書を利用することができる。

2 図書閲覧に関する規定は、別に定める。

(厚生施設の利用)

第55条 各研究科の学生は、本学の厚生施設を利用することができる。

## 第12章 賞罰

(懲戒)

第56条 本学の学則及び諸規則又は命令に背いた者で、学生の本分に悖ると本学が認めた者は、研究科教授会の議を経て総長がこれを懲戒する。

2 懲戒処分は、譴責、停学、退学の3種とする。

3 前2項の他、懲戒に関する規程は、別に定める。

## 第13章 改正

(改正)

第57条 この学則の改正は、研究科教授会及び研究科長会議の議を経て、理事会の決裁を得なければならない。

## 第14章 雑則

(施行の細目)

第58条 この学則に規定のない事項については、法政大学学則及び法政大学大学院学則による。

2 この学則の実施について必要な事項は、別に定める。

## 付 則

- 1 本学則は、2004年4月1日より実施する。
- 2 本学則は、2005年4月1日から第3条、第4条第1項及び第3項、第5条、第8条第4項、第8条の2、第11条別表I、第12条、第16条の2、第17条、第18条、第19条、第24条、第45条第2項、第46条第3項、第46条別表IIを改正施行する。
- 3 本学則は、2005年4月1日から第46条の2を改正施行する。
- 4 本学則は、2005年4月1日から第11条別表I、第33条を改正施行する。
- 5 本学則は、2006年4月1日より第46条別表IIを改正施行する。
- 6 本学則は、2006年6月1日より第47条第2項、第52条、別表IIを改正施行する。
- 7 本学則は、2007年4月1日から第4条第3項、第5条、第11条別表I、第12条第1項、第19条、第24条、第46条第2項、第3項、第46条別表II、第46条の2を改正施行する。
- 8 本学則は、2007年4月1日より第3条の2、第11条別表I、第12条、第13条、第19条、第23条の2、第25条、第29条、第32条、第33条の2、第40条、第40条の2、第41条、第42条、第44条、第46条、第46条別表IIを改正施行する。
- 9 本学則は、2008年4月1日より第11条別表I及び第15条を改正施行する。
- 10 本学則は、2009年4月1日より第11条別表I、第26条の2、第29条の2、第46条別表IIを改正施行する。
- 11 本学則は、2010年4月1日より第11条別表I、第12条第1項、同条第2項、第19条第1項、第24条を改正施行する。
- 12 本学則は、2010年9月21日より第11条別表Iを改正施行する。
- 13 本学則は、2011年4月1日より第3条の2、第5条、第11条別表I、第19条第1項、第26条、第29条、第29条の2第2項、第46条の2第1項を改正施行する。
- 14 本学則は、2012年4月1日より第3条の2、第11条別表I、第25条第2項、第29条の2第2項、第33条第2項、第33条の2第2項、第3項を改正施行する。
- 15 本学則の第33条の2第2項は、2012年度1年次新入生より適用する。なお、法学既修者については、2013年度入学生より適用する。

- 16 本学則は、2013年4月1日より第11条別表Ⅰ、第26条の2第3項、第29条の2第2項、第40条第2項、第4項、第43条第3項、第44条第2項、第3項、第45条第1項、第46条第1項<別表Ⅱ>、第6項を改正施行する。
- 17 本学則は、2014年4月1日より第5条を改正施行する。
- 18 イノベーション・マネジメント研究科アカウンティング専攻は、2015年度から学生募集を停止する。但し、当該専攻は、本学則の施行にかかわらず、2015年3月31日に当該専攻に在籍する者が、当該専攻に在学しなくなるまでの間存続するものとし、教育に関する規程は従前によるものとする。
- 19 本学則は、2014年4月1日より第11条別表Ⅰ、第18条第2項、第33条の2第1項を改正施行する。
- 20 本学則は、2015年4月1日より第3条、第3条の2、第5条、第11条別表Ⅰ、第12条、第13条、第16条の2、第17条、第18条、第19条、第20条、第22条、第24条及び第46条別表Ⅱを改正施行する。
- 21 本学則は、2015年4月1日より第4条第3項、第4項、第5条、第6条第2項、第8条第4項、第5項、第6項、第8条の2第4項、第9条第2項、第3項、第4項、第5項、第11条別表Ⅰ、第12条第2項、第3項、第14条第2項、第19条第1項、第22条第1項、第2項、第23条、第24条第2号、第26条、第26条の2第2項、第29条、第33条、第33条の2第1項、第34条、第38条、第39条第1項、第40条第1項、第3項、第41条第1項、第2項、第42条、第43条第1項、第2項、第44条第3項、第45条第3項、第46条別表Ⅱ、第6項、第47条第1項、第48条、第49条、第50条、第51条、第52条、第53条を改正施行する。
- 22 本学則は、2015年7月22日より第47条第2項、第52条の2を改正施行する。
- 23 本学則は、2016年4月1日より第11条別表Ⅰ、第16条の2第2項、第46条別表Ⅱを改正施行する。
- 24 本学則は、2017年4月1日より第5条、第11条別表Ⅰ、第35条第1項、第2項、第46条別表Ⅱを改正施行する。
- 25 本学則は、2018年4月1日より第11条別表Ⅰ、第12条第2項、第26条、第29条を改正施行し、2018年度入学者より適用する。ただし、第11条別表Ⅰの新設の選択科目については、2017年度以前入学者にも適用する。
- 26 本学則は2019年4月1日より第3条の2、第4条第3項、第5条、第7条、第8条第3項、同第4項及び同第5項、第8条の2、第9条、第10条、第12条、第15条、第16条、第16条の2第2項、第22条、第24条、第26条、第26条の2、第29条、第30条、第31条、第33条表題、第33条の2、第35条、第43条第2項、第45条、第46条第7項、第46条の2、第52条、第56条、第57条並びに別表Ⅰ及び別表Ⅱを一部改正し、第2条の2、第2条の3、第7条の2、第12条の2、第19条の2を新設し、施行する。なお、第12条第2項、第26条、第29条、第33条の2の改正及び第12条の2の新設については2019年度入学者より適用する。

別表Ⅰ（法務研究科設置科目）

別表Ⅰ（イノベーション・マネジメント研究科設置科目）

別表Ⅱ（学費）

（追52）